

萩市ふるさと応援納税加盟店募集要項

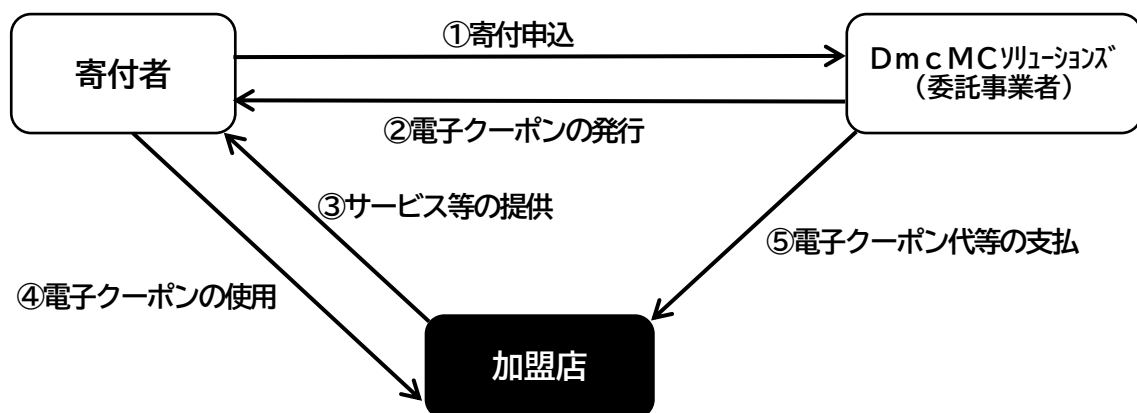
1. 目的

萩市（以下「市」という。）では、ふるさと納税による地域経済及び観光事業の活性化を目的として、萩市を訪れる方に市の魅力を体感・実感してもらい、市のファンを増やすため、現地決済型ふるさと納税「萩市ふるさと応援納税」に加盟いただける市内事業者（以下「加盟店」という。）を募集します。

2. 萩市ふるさと応援納税の概要

- （1）現地決済型ふるさと納税「萩市ふるさと応援納税」は、返礼品として、寄付者が寄付金額に応じて発行される萩市ふるさと応援納税電子クーポン（以下「電子クーポン」という。）を発行し、市内加盟店での宿泊代、レジャー・体験型サービス代、飲食代等のサービス（以下「サービス等」という。）に利用できる仕組みとなっています。
- （2）ご提供いただくサービス等が電子クーポンの使用対象として採択された場合は、市が利用契約しているポータルサイトを通じて広くPRします。
- （3）市は萩市ふるさと応援納税にかかる業務全般を指定する委託事業者（以下「委託事業者」という。）に委託します。

萩市ふるさと応援納税のイメージ



<ポータルサイト>

運営サイト「萩市ふるさと応援納税特設サイト」

<委託事業者>

株式会社DmcMCソリューションズ（東京都千代田区丸の内一丁目11番1号）

電話：03-6812-2230（8：30～18：00 年中無休）

Mail：ele_support@dmc-aizu.co.jp

3. 加盟要件

加盟店及び提供サービス等は、次の要件を全て満たしている必要があります。

ただし、市が加盟店として適当でないと認めた場合や、提供サービス等として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

<加盟店>

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）及び事業所、店舗のいずれかを有すること。
ただし、全国共通のサービスを提供する店舗（フランチャイズ、チェーン店等）を除く。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守していること。
- (4) 代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」における暴力団の構成員等でないこと。
- (5) ポスターや二次元コード等を掲載した販促物等を掲示・設置し、利用促進に協力すること。
- (6) 寄付者からの提供するサービス等に関する問合せ・苦情対応等を迅速かつ適切に行えること。
- (7) インターネットに接続できる環境があり、委託事業者とメール等のやり取りが可能であること。

<提供サービス等>

- (1) 電子クーポンが使用できる提供サービス等は、総務省が定める「地場産品基準」のうち市内加盟店での宿泊代、レジャー・体験型サービス、飲食代等のサービスにのみ使用できるもの及び市内で生産・製造された商品で萩市が認めたものであること。
- (2) 「地場産品基準」に該当しないサービス等に、電子クーポンは使用できないものであること。また、施設内の売店には使用できないものであること。
- (3) 使用された電子クーポンの精算は、月末締め・翌月末払いとなるため、サービス等の提供からその対価となる金銭の受け取りまで一定の期間が生じること。

4. 寄付額及び電子クーポンの額等

- (1) 寄付額は 10,000 円以上とし、電子クーポンの発行額は寄付額の 3 割とします。
- (2) 市は、電子クーポンの発行額に加え、電子クーポンの決済手数料及び電子クーポン使用額の振込手数料の実費を負担します。
- (3) 電子クーポンの有効期限は、発行日から 180 日間とします。

5. 加盟方法

産業政策課へ事前に加盟登録の相談をいただき、次の必要書類を提出してください。

<必要書類>

- ・様式1 誓約書
- ・様式4 加盟店登録申請書（フォームでの申請も可）

<提出先>

- ・必要書類 様式1 誓約書
- ・提出先 萩市商工観光部 産業政策課
(持参または郵送) 〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 萩市産業政策課
(メール) hagi-furusatokifu@city.hagi.lg.jp
- ・必要書類 様式4 加盟店登録申請書
- ・提出先 株式会社 Dm c MC ソリューションズ
(メール) ele_support@dmc-aizu.co.jp

6. 事業者情報及び提供サービス等の内容変更

- (1) 加盟店は、登録した事業者情報又は提供サービス等の内容に変更が生じた場合は、速やかにDm c MC ソリューションズ（委託事業者）へ報告してください。
- (2) 加盟店は、萩市ふるさと応援納税を脱退する場合は、速やかにDm c MC ソリューションズ（委託事業者）に報告してください。なお、脱退時には販促物等をすべて返却することとし、脱退にかかる費用の一切は加盟店の負担とします。

7. その他の留意事項

- (1) 加盟店は、提供するサービス等に関して、寄付者から苦情等があった場合は、真摯かつ速やかに対応し解決に努め、苦情内容、対応について市へ報告するものとします。その際、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。
- (2) 市は、加盟店が本要項の要件を満たさなくなったと認める場合、又は提出書類に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、加盟店登録を停止又は取り消す場合があります。
- (3) 市において返礼品提供事業者の応募要件を定期的に確認するため、継続して返礼品の提供を行う事業者は、新しい年度ごとに誓約書（様式1）を提出いただきます。